

平成25年度におけるスポーツ団体に対する補助について

1. 公益財団法人日本体育協会 501,800千円 (501,800千円)

我が国のスポーツの普及・振興を目的として行われる幅広い知識を有する指導者の養成、市民レベルによるスポーツを通じた国際交流等について補助。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) スポーツ指導者養成事業 | 169,927千円 (169,927千円) |
| (2) アジア地区スポーツ交流事業 | 325,967千円 (325,967千円) |
| (3) 海外青少年スポーツ振興事業 | 5,906千円 (5,906千円) |

2. 公益財団法人日本オリンピック委員会 2,588,214千円 (2,588,214千円)

我が国の国際競技力の向上を目的として行われる選手強化合宿、国際競技大会への選手派遣等について補助。

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 選手強化事業 | 2,357,562千円 (2,530,152千円) |
| (2) 国際交流事業 | 230,652千円 (58,062千円) |

3. 財団法人日本武道館 55,826千円 (42,407千円)

我が国の伝統である武道の普及・振興を目的として行われる武道大会の開催、武道指導者の育成、国際的な武道の普及・振興による国際交流の促進、古武道の普及・啓発について補助。

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 古武道保存事業 | 555千円 (555千円) |
| (2) 青少年武道錬成大会 | 9,890千円 (9,890千円) |
| (3) 武道指導者講習会 | 36,528千円 (23,109千円) |
| (4) 武道国際交流事業 | 8,853千円 (8,853千円) |

() 前年度

参 照 条 文

○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（国の補助）

第三十三条（略）

2（略）

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

○スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 スポーツ基本法（以下「法」という。）第九条第二項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

○中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（抄）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
（略）	
スポーツ・青少年分科会	一～五（略） 六 <u>スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）を処理すること。</u>

2～6（略）